

北空知地区サッカー協会社会人事業運営要綱

1. 主催 北空知地区サッカー協会
2. 主管 北空知社会人事業委員会
3. 参加料 当該年度の北空知社会人事業委員会総会により決定する。
4. 参加資格
 - (1) 北空知地区サッカー協会に第1種登録及び北空知社会人事業委員会に加盟登録を完了した者であり、社会人であること。(高校生が半数以上のチームは認めない。)
 - (2) 参加選手は、他のチーム又は他の地域と二重に登録されていないこと。
 - (3) シーズン中に同一人が2チームにわたって出場出来ない。
 - (4) 選手証を持参するか、社会人事業委員会に送付すること。
 - (5) チーム登録は、4級以上の審判員3名いなければ原則として、参加を認めない。
5. 年度途中の移籍
 - (1) 原則として、北空知地区サッカー協会登録チーム内での移籍は認めない。ただし、転勤・転出等で所属チームで試合が出来ないことが確認された場合は認める。
 - (2) 年度途中での移籍については、以下の条件で認める。
 - イ 両チームの承諾書があること。
 - ロ 全道大会につながる各種大会の出場は認めない。
6. 選手エントリー
 - (1) 参加資格を有する選手のエントリー人数は、特に制限しない。
 - (2) 選手エントリーは、当該年度の4月末日付けをもって行う。
 - (3) 選手エントリーの変更は、北空知社会人事業委員会に対し書面にて必要事項を記入の上、届け出るものとする。
 - (4) 前各項の選手エントリーについては、運営委員会が厳重にチェックし疑義が出た場合は、運営委員会で処理する。
 - (5) ユニフォームは正副2着を用意し、登録及び常備すること、又背番号は正副同番号とし、チーム全体は1番からの通し番号を原則とする。
なお、縦縞のユニフォームの背番号は、無地の布に番号を入れて縫い付けること。
 - (6) 試合成立人数は、GKを含め7人以上とする。
7. 組合せ及び日程
 - (1) 運営委員会において決定し、チームに通知する。
8. 競技審判員
 - (1) 競技審判員は、4級以上の資格を持つ者とし、登録に当たっては3名以上とする。
 - (2) 審判員は、課せられた任務の重大性を認識し、服装は主審・副審を問わず審判副を着用することとする。
 - (3) 審判運営は、運営委員会の定めた審判割当てにより、チームの責任において行う。
 - (4) 主審は、原則として3級以上の有資格者が行き、副審は、4級以上の有資格者が行く。
 - (5) 競技終了後、主審は審判カード及び審判報告書を記録係に提出する。
9. 割当て当番
 - (1) 準備・後片付け・試合記録等は、運営委員会の定めた任務に従って、チームの責任において行う。
 - (2) 天変地異等により競技開催の疑わしい時、準備チームは、速やかに運営委員会・事務局と協議の上、連絡網により各チームに通知する。

10. 罰 則

(1) 警告退場の処置

ア 退場を命じられた選手は、次の1試合は出場できない。なお、著しく悪質な反則を犯しての退場の場合は、運営委員会・専門委員会・審判部による裁定委員会を開催し裁定する。

イ 警告を通算3回、あるいは2試合連続で受けた選手は、次の1試合は出場出来ない。

(2) 棄権チームの処置

天変地異その他不可抗力により棄権する場合は、事務局・相手・審判チームに通知し、その後の処置は裁定委員会で裁定する。

(3) 不正出場

不正に試合に出場した場合は、その試合を没収試合とし、その後の処置は裁定委員会で裁定する。

(4) 準備・後片付け・記録を怠ったチームは、運営委員会の処置により相当のペナルティを科す。

11. 安全管理

(1) 試合会場への移動・試合中・その他の事故防止については、各チームの責任において選手全員に周知徹底すること。

(2) 各チームは、登録完了時までにはスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。

(3) 飲料水・医薬品等必要なものは、自チームで用意すること。

12. 付 則

この要綱は、昭和63年 4月25日より施行する。

一部追加 平成 7年 6月20日より施行する。

文言修正 平成14年 3月19日より施行する。